

秋田県公報

目 次

ページ

社政策課	1
○生活保護法による介護機関の指定(三九四・福祉政策課)	2
○生活保護法による指定介護機関の変更(三九五・福祉政策課)	2
○漁船損害等補償法による加入区の指定(三九六・団体指導室)	3
○入会林野整備計画の認可(三九七・北秋田地域振興局農林部)	3
○道路区域の変更(三九八・仙北地域振興局建設部)	3
公告	
○条件付き一般競争入札の実施(技術管理室)	3
○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)	4
○土地改良区の役員就任の届出(山本地域振興局農林部)	4
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部会計課)	4
選挙管理委員会告示	
○個人演説会等を開催することができる施設の指定(一四七・一四八)	4
○個人演説会等を開催することができる施設の指定解除(一四九)	5

告 示

秋田県告示第三百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日
秋田県知事 佐竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
二木薬局	二木 三男	湯上市昭和久保字小橋四十一	平成二十一年六月十一日

秋田県告示第三百九十二号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日
秋田県知事 佐竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
二木薬局	二木 伸夫	湯上市昭和久保字小橋四十一	調剤薬局	平成二十一年六月十二日

秋田県告示第三百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日
秋田県知事 佐竹 敬 久

名 称	医療法人 寿光会 福永医院	開設者氏名又は名称	医療法人 寿光会 理事長	所 在 地	鹿角市十和田毛馬内字下寄熊六番地九	サービスの種類	介護療養型医療施設	廃止年月日	平成二十一年六月三十日
-----	---------------	-----------	--------------	-------	-------------------	---------	-----------	-------	-------------

秋田県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	介護療養型老人保健施設 けま ない	開設者氏名又は名称	医療法人 寿光会 理事長	所 在 地	鹿角市十和田毛馬内字下寄熊六番地九	サービスの種類	介護老人保健施設	指定年月日	平成二十一年七月一日
	たものき内科クリニック		たものき内科クリニック 院長		大館市常盤木町二十一ー八		居宅療養管理指導、介護 予防居宅療養管理指導		平成二十年六月四日
	やさしい風シヨートステイ		株式会社 やさしい風 代表取締役		能代市字向田表六番地二		短期入所生活介護、介護 予防短期入所生活介護		平成二十一年八月一日

秋田県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつたので、同法第五十条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	虹の街おおまがりケア ランセンター	開設者氏名又は名称	株式会社 虹の街 代表取締役	所 在 地	大館市大曲上大町九ー二	変更前	虹の街おおまがり居宅 介護支援事業所	変更後	虹の街おおまがりケア プランセンター	サービスの種類	居宅介護支援事業	変更年月日	平成二十一年七月一日
業所	株式会社 虹の街大館営業所	役	株式会社 虹の街 代表取締役		大館市清水三丁目一ー二		大館市片山町一丁目三 ー十五		大館市清水三丁目一 ー二	訪問介護、訪問入 浴介護、居宅介護 支援事業、介護予 防訪問介護、介護 予防訪問入浴介護			平成二十一年七月一日

秋田県告示第三百九十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号) 第一百二十二条 第一項の規定により、次のとおり加入区を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

加入区の名称	加入区の区域
	秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第三百九十七号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号) 第十一条第一項の規定により、田代町比立内入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

秋田県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
白岩角館線			白岩角館線	仙北市角館町久保五六番一地先から同町岩瀬下夕野一九六番一地先まで	六・〇〇〇〜一八・二〇〇	〇・七二〇
	A					
白岩角館線			白岩角館線	仙北市角館町久保五六番一地先から同町岩瀬下夕野一九六番一地先まで	六・〇〇〇〜一八・二〇〇	〇・七二〇
	B					

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年八月二十八日から同年九月十日まで

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 入札に付する事項
 - (一) 業務名 平成二十一年度 電算端末等操作障害復旧業務委託
 - (二) 業務概要 障害復旧対応 一式
 - (三) 履行期限 平成二十二年三月三十一日まで
 - (四) 業務場所

二 別途指定する場所

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (三) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
- (四) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登録されていること。
- (五) 本業務と同種又は類似業務(パソコンやサーバ、システム等の運用保守、障害復旧業務等)を元請けとして履行した実績があること。
- (六) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (七) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。
- (八) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 設計図書等を示す場所等

- (一) 本業務に係る仕様書、契約書(案)、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部建設管理課技術管理室調整・建設マネジメント班 (電話〇一八八六〇一四二七)
- (二) 交付方法 秋田県の休日を除く(平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年八月二十八日(金) から同年九月四日(金) までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成二十一年九月七日(月) 午後一時三十分
- 秋田県庁 七階 七十一会議室
- 入札保証金 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「財務規則」という。) 第六十条及び第六十一条に規定するところによる。ただし、財務規則第六十二条各号のいずれかに

五 入札保証金

- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「財務規則」という。) 第六十条及び第六十一条に規定するところによる。ただし、財務規則第六十二条各号のいずれかに

該当する場合は免除する。
六 その他

(一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
財務規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否 要
提出書類等

(五) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。
(六) その他
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成二十一年八月二十八日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量
秋田県知事 佐 竹 敬 久
除雪グレーダ4.0m級G1(平地部) 二台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番二号

(三) 落札者を決定した日
平成二十一年七月十六日

(四) 落札者の名称及び住所
キャタピラー東北 株式会社 秋田支店 秋田市川尻町字大川反二百三十三番九十号

(五) 落札金額
四千六百四十五万六千二百円
(六) 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札
一般競争入札の公告を行った日
平成二十一年六月二日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量
除雪グレーダ4.0m級G2(山間部) 二台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番二号

(三) 落札者を決定した日
平成二十一年七月十六日

(四) 落札者の名称及び住所
キャタピラー東北 株式会社 秋田支店 秋田市川尻町字大川反二百三十三番九十号

(五) 落札金額
四千六百八十三万円

(六) 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日
平成二十一年六月二日

(一) 落札に係る物品の名称及び数量
厨房機器類 一式

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番二号

(三) 落札者を決定した日
平成二十一年七月二十二日

(四) 落札者の名称及び住所
山二環境機材 株式会社 秋田市泉字登木二〇七一

(五) 落札金額
四千三百七十八万五千円

(六) 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日
平成二十一年六月五日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月二十八日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 就任理事の住所及び氏名
能代市二ツ井町飛根字羽立二十五番地一 工藤 保雄

二 就任監事の住所及び氏名
能代市二ツ井町飛根字羽立九番地一 山谷 哲弘

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
平成二十一年八月二十八日
秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 随意契約に係る委託の名称及び数量
秋田県通信指令システム改修委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目一番五号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十一年八月十七日

四 随意契約の相手方の名称及び住所
富士通株式会社秋田支店 秋田市中通二丁目三番八号

五 随意契約に係る契約金額
二億一千三百八十八万五千円
六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号の規定に該当するため。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四百四十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨東成瀬村選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年八月二十八日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
東成瀬村地域交流センター ゆるるん	雄勝郡東成瀬村岩井川字 東村七十二番地	平成二十一年八月十一日

秋選管告示第四百四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨大仙市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
大曲交流センター	大仙市大曲日の出町二丁目七番五十三号	平成二十一年八月十七日
大仙市小杉山地区生涯学習センター	大仙市土川字小杉山沢ノ内焼山一番地二	平成二十一年八月十七日

秋選管告示第四百十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定解除した旨大仙市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施設の名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
大仙市協和総合開発センター	大仙市協和境字岸館四十番地	平成二十一年八月十七日
大仙市協和体育館	大仙市協和境字岸館二十番地二	平成二十一年八月十七日

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成二十一年七月十日（号外第四号）掲載の秋田県訓令第五号（単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令）（原稿誤り）

十九 上 一 第十二 第十條 一 第九條

平成二十一年三月二十七日（号外第二号）掲載の秋田県公安委員会規則第三号（秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

一 上 一 十二 「237」 「234」
十四 「151」 「154」

平成二十一年五月二十九日（号外第三号）掲載の秋田県公安委員会規則第六号（秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

一 上 一 九 第4条総務課の項第10号 第4条総務課の項第9号

(10) 被疑者の取調への適正を確保するための監督の措置に関すること。
(9) 被疑者の取調への適正を確保するための監督の措置に関すること。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
松原繁雄